

令和 7 年 4 月 1 日
交 通 政 策 部

能登方面特急バス利便増進実施計画の認定について

北陸信越運輸局は、令和7年4月1日付けで、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、「能登方面特急バス利便増進実施計画」の認定を行いました。

- 地域公共交通利便増進実施計画とは、地域公共交通ネットワークの再編や、ダイヤなどの改善により、利便性の高い地域旅客運送サービスの持続的な提供を確保するための計画です。

これまでに北陸信越運輸局管内では5件が認定されており、石川県では3件目の認定、県が参画した広域的な計画としては管内では初の認定となります。

- 能登方面特急バス利便増進実施計画では、以下の取組を行うこととしています。

- ①重複区間(金沢～のと里山空港)を整理・統合し、のと里山空港を拠点とした、ハブ&スポーク型の路線ネットワークに再編する。
- ②のと里山空港のバス待ち環境の改善やキャッシュレス決済の導入などを行う。

- 今回、国による認定を受けることにより、路線バスの欠損補助など財政支援上の特例措置を受けることが可能となります。

※詳細な要件精査は今後関係者と協議してまいります。

- 北陸信越運輸局としては、引き続き、能登地域における復興支援に全力で取り組むとともに、令和7年度中に取りまとめられる予定の「第二次能登地域公共交通計画」に向けた協議にも積極的に参画してまいります。

【参考：能登方面特急バス利便増進実施計画について】

- ・申請者：石川県、金沢市、輪島市、珠洲市、かほく市、内灘町、志賀町、穴水町、能登町
- ・実施区域：同上
- ・計画概要：のと里山空港を拠点としたハブ&スポーク型への特急バスの再編、バス待ち環境の改善やキャッシュレス決済の導入

〈詳しくは【別紙】をご覧ください〉

お問い合わせ
交通政策部 交通企画課 新倉
TEL： 025－285－9151

能登方面特急バス利便増進実施計画（概要）

- 石川県能登方面特急バスは、金沢と奥能登地域を結ぶ広域基幹交通として重要な役割を担っているが、令和6年能登半島地震による利用者減や運転者不足の深刻化によって維持確保に課題。
- このため、①重複区間（金沢～のと里山空港）を整理・統合し、のと里山空港を拠点とした、ハブ＆スポーク型の路線ネットワークに再編するとともに、②のと里山空港のバス待ち環境の改善やキャッシュレス決済の導入などを行う。
- ▶▶金沢～奥能登地域の便数を震災前と同程度以上に確保した持続可能性と利便性の高い特急バスネットワークに再構築。

事業の内容

① のと里山空港を拠点としたハブ＆スポーク型への再編

【法第2条第13号イ（1）】

金沢から輪島・珠洲・宇出津の各方面に直通する路線を整理・統合し、金沢からの直通便を輪島特急（金沢～輪島）に統合。あわせて、のと里山空港を拠点として、珠洲・宇出津方面への特急接続便を運行し、運行回数増を実現。

② 公共交通サービスの向上

【法第2条第13号ハ】

乗り継ぎ拠点となるのと里山空港における運行情報の発信などバス待ち環境の整備を行う。また、キャッシュレス決済の導入などによる利便性向上を図る。



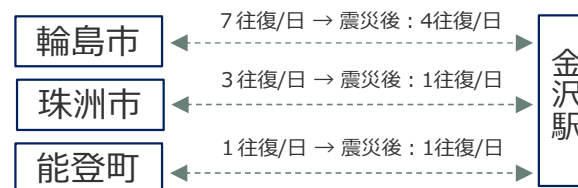
能登方面特急バス



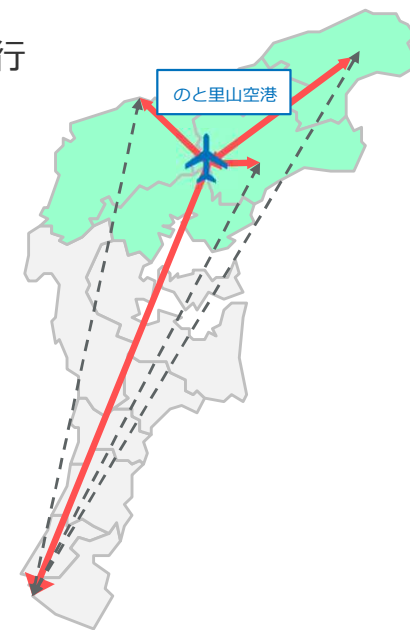
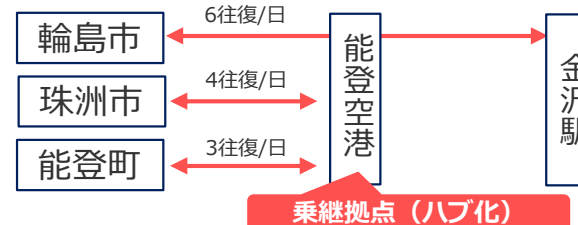
クレジットタッチ決済（イメージ）

■再編イメージ図

従来：各奥能登市町と金沢駅の直行便を運行



▶ 路線集約により、
双方向からの往来回数を維持・拡大



- ・作成自治体 石川県、金沢市、輪島市、珠洲市、かほく市、内灘町、志賀町、穴水町、能登町
- ・事業実施区域 同上（能登方面特急バス沿線地域）
- ・事業実施予定期間 R7年4月～R15年3月

事業の効果

・人的資源の効率的活用による利便性・持続可能性の向上

限られた人的資源（運転手）を効率的に活用し、運行本数の維持が難しくなっていた特急バスネットワーク全体の利便性・持続可能性の向上に寄与。

【参考】再編前：輪島7往復、珠洲3往復、宇出津1往復 → 再編後：輪島6往復、珠洲4往復、宇出津3往復

・乗り継ぎ抵抗の低減に寄与する利便性の向上

乗り継ぎ情報や遅延情報の発信や案内表示の充実、キャッシュレス決済の導入を通じて、住民・来訪者双方に使いやすい環境を整備。